

消費者庁 同日発表

平成 31 年 3 月 20 日

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令（6 か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（6 か月）をしました

関東経済産業局は、「日本の礎・名言集」（以下「本件商品」といいます。）の電話勧誘販売を行っていた株式会社日勲（東京都港区。屋号：日本叙勲者協会事業部）（以下「同社」といいます。）に対し、平成 31 年 3 月 19 日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 20 日から同年 9 月 19 日までの 6 か月間、電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、特定商取引法第 22 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり指示を行いました。

- ①同社は、特定商取引法第 16 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第 19 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第 21 条第 1 項の規定により禁止される電話勧誘販売に係る売買契約に関する事項であって、購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実を告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成 31 年 4 月 19 日までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- ②同社は、前記①の違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

認定した違反行為は、氏名等の明示義務違反、契約書面の交付義務違反（記載不備）及び購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知です。

また、関東経済産業局は、同社の代表取締役鈴木章五、日本叙勲者協会事業部部長藤井延佳及び勧誘員中村こと蔭山美貴子に対し、本日、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、平成31年3月20日から同年9月19日までの6か月間、前記業務停止命令により同社に対して業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、鈴木章五、藤井延佳、及び中村こと蔭山美貴子に対する業務禁止命令の詳細は別紙2、3、4のとおりです。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. 同社は、消費者に電話をかけ、当該電話において、本件商品の売買契約の締結について勧誘（以下「電話勧誘行為」といいます。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」といいます。）から本件商品の売買契約の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を電話により締結していることから、特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に該当します。

なお、同社は、まず、叙勲者又は褒章受章者である消費者に対して往復はがきを送付し、人生訓（格言・名言）などを返信用はがきに記入して返送するように求めた上、はがきを返信した消費者に対して電話をかけ、電話勧誘行為をしているものです。

2. 経済産業省関東経済産業局が認定した違反行為は、別紙1のとおりです。
3. また、同社の代表取締役鈴木章五は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務（電話勧誘販売に関する売買契約の締結についての勧誘、申込み受付及び契約締結）の遂行に主導的な役割を果たしていました。

日本叙勲者協会事業部部長藤井延佳は、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第23条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

同社の勧誘員である中村こと蔭山美貴子は、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘する業務を統括する、特定商取引

法第 23 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する使用人であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社日勲（屋号：日本叙勲者協会事業部）に対する行政処分の概要

1. 処分対象事業者

- (1) 名 称 : 株式会社日勲（法人番号 1010001053144）
（屋号：日本叙勲者協会事業部）
- (2) 代 表 者 : 代表取締役 鈴木 章五（すずき しょうご）
- (3) 所 在 地 : 東京都港区赤坂六丁目 6 番 4 号栄ビル
（登記簿上の本店所在地は、東京都中央区新富二丁目 12 番 7 号
日勲ビル）
- (4) 資 本 金 : 3000 万円
- (5) 設 立 : 昭和 48 年 1 月 19 日
- (6) 取引類型 : 電話勧誘販売
- (7) 取扱商品 : 「日本の礎・名言集」（以下「本件商品」という。）、「叙勲者
バッジ」など

2. 事業概要

株式会社日勲（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話をかけ、当該電話において、本件商品の売買契約の締結について勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」という。）から本件商品の売買契約の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を電話により締結しており、本件商品の電話勧誘販売を行っていた。

なお、同社は、まず、叙勲者又は褒章受章者である消費者に対して往復はがきを送付し、人生訓（格言・名言）などを返信用はがきに記入して返送するように求めた上、はがきを返信した消費者に対して電話をかけ、電話勧誘行為をしているものである。

3. 処分の内容

(1) 業務停止命令

ア 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

- ② 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

平成 31 年 3 月 20 日から同年 9 月 19 日まで（6 か月間）

(2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第 16 条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第 19 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第 21 条第 1 項の規定により禁止される電話勧誘販売に係る売買契約に関する事項であって、購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成 31 年 4 月 19 日までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

4. 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項

5. 処分の原因となる事実

同社は、次のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等の明示義務違反（特定商取引法第 16 条）

同社は、遅くとも平成 29 年 12 月頃以降、電話勧誘販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「日本叙勲者協会です。」「あなたの言葉が選ばれました。」「叙勲おめでとうございます。素晴らしい名言ありがとうございました。」などと告げるのみで、販売業者の名称及び売買契約の締結について勧誘をする目的であることを告げていなかった。

(2) 契約書面の交付義務違反（記載不備）（特定商取引法第 19 条第 1 項）

同社は、遅くとも平成 29 年 12 月以降、電話勧誘行為により、電話勧誘

顧客と本件商品の売買契約を締結したとき、購入者に対して本件商品の売買契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次のアからカまでの事項が記載されていなかった。

ア 特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 17 条第 1 号に規定する販売業者の名称及び代表者の氏名

イ 施行規則第 17 条第 2 号に規定する売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

ウ 施行規則第 17 条第 3 号に規定する売買契約の申込み又は締結の年月日

エ 施行規則第 17 条第 6 号に規定する商品の数量

オ 施行規則第 19 条第 2 項に規定する赤字の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨

カ 施行規則第 20 条第 1 項第 1 号に規定するクーリング・オフに関する必要記載事項

(3) 判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知（特定商取引法第 21 条第 1 項第 7 号）

同社は、遅くとも平成 29 年 12 月頃以降、電話勧誘販売に係る本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、実際には消費者が投稿した言葉についてその内容の優劣を審査した上で本件商品に掲載する名言を選定しているわけではないにもかかわらず、「叙勲者〇名の中から、あなたは△名の中に選ばれました。」、「〇人で審査した結果、全員一致であなたの言葉が選ばれました」などと、あたかも消費者が投稿した言葉がその内容の優劣を審査された上で本件商品に掲載する言葉として選定されたかのような不実のことを告げていた。

6. 勧誘事例

【事例 1】（氏名等の明示義務違反、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知）

同社の従業員 Z は、平成 29 年 12 月頃、消費者 A の自宅に電話をかけ、A に対し、「日本叙勲者協会です。」「叙勲者 3 万 8 千人の中から、あなたは 800 名の中に選ばれました。あなたの人生訓はとても素晴らしいです。本に載せます。」と言った。A は、自分が投稿した文章に自信を持っていたので、担当者から電話で「選ばれました」と話を聞いた時に、投稿した言葉は良い言葉だったのだな、選ばれて嬉しいなと思ったが、「本は 2 冊で 11 万円です。1 冊目は首相経験者や有名俳優などの有名人の名言があり、あなたのは 2 冊目に載せます。来年 2 月頃に送ります。」などと言われ、そもそも無料で寄贈されるものと思っていたものの、A は、自分の言葉が載っているし、名誉な物なので、1 冊くらいなら買っても良いと考え、また、「この本はどうしても買わなければならないか。」と聞くと、「そうです。これは家宝ですよ。」と言われたことから、最終的に 1 冊を購入した。

【事例 2】（氏名等の明示義務違反）

同社の従業員 Z は、平成 30 年 1 月頃、消費者 B の自宅に電話をかけ、B に「日本叙勲者協会です。叙勲おめでとうございます。素晴らしい名言ありがとうございました。」と言ったが、Z が名前を告げたかは覚えていない。Z は、続けて、B の名言が 3000 人あまりの中から選ばれて掲載される旨を述べ、「首相経験者や有名俳優の名もあり家宝にもなります。一般販売はなく、再発行もありません。」などと告げた上で、「是非購入いただきたい」と言った。B は、その時までは広報紙か何かに載るのかなと思っていたが、その時に初めて本になることが分かり、「はい。」「はい。」と聞いていたところ、最後に Z から、「2 万 3000 円の分割払いになります。総額が 11 万 6000 円になります。」と話があった。B は 1 万円位だと思っていたので高すぎると思い「ちょっと待って下さい。」と言おうとしたが、Z は「それでは、関係資料を送ります。」と言って一方的に電話を切り、契約したことになってしまった。

【事例 3】（判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについての不実告知）

同社の従業員 Z は、平成 30 年 4 月頃、消費者 C に対し、「10 人で審査した結果、全員一致で C さんの言葉が選ばれました。」「元総理や有名俳優が選ばれたのと同じものです。」と C が前に電話で話した人生訓が名言集に選ばれたと伝えた。C は、審査の結果選ばれたと言われて、嬉しく思った一方で、自分の言葉がなぜ選ばれたのかと思い、C は、「どうして、自分の言葉が選ばれたのか。」と Z に理由を聞くと、C の言葉が名言集に掲載するのにふさわしい内容のものであったからである旨述べた。C は、名言集が「名言賞」と聞こえたので、名誉なことだと思い、「賞状をいただいたり、新聞に載ったりするのですか。」と聞くと、担当者は「本に掲載されるだけです。」と言って、その時初めて「116,000 円の本を買うように。」と勧めた。結局 C は 2 冊を購入した。

鈴木 章五に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社日勲 代表取締役 鈴木 章五（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 20 日から平成 31 年 9 月 19 日まで（6 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社日勲（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務（電話勧誘販売に関する売買契約の締結についての勧誘、申込み受付及び契約締結）の遂行に主導的な役割を果たしていた。

藤井 延佳に対する行政処分の概要

1 名宛人

日本叙勲者協会事業部部長 藤井 延佳（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 20 日から平成 31 年 9 月 19 日まで（6 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社日勲（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社に対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務（電話勧誘販売に関する売買契約の締結についての勧誘、申込み受付及び契約締結）の遂行に主導的な役割を果たしていた。

中村こと蔭山美貴子に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社日勲 中村こと蔭山美貴子（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 20 日から平成 31 年 9 月 19 日まで（6 か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社日勲（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘する業務を統括する、特定商取引法第 23 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する使用人であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。